

令和7年度 焼津市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金 交付制度の概要

焼津市では、既存の住宅に住宅用太陽光発電システムや住宅用リチウムイオン蓄電池システム、V2H（ビークルトゥホーム）システムを導入する方に対して、焼津市住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金交付要綱に基づき、設置に要する経費の一部を補助します。

1 趣旨

カーボンニュートラル社会の実現に向け、既存の住宅に住宅用太陽光発電システム等を設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付することで、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーの利用を促進する。

2 申請受付期間

令和7年4月3日（木）～令和8年1月30日（金） ※予算に達し次第、受付終了します。

3 申請方法

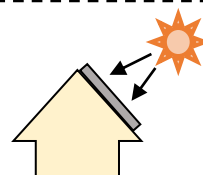
補助金交付要綱に基づいて、所定の様式で申請してください。

4 補助対象システム

システムごとに、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限りします。

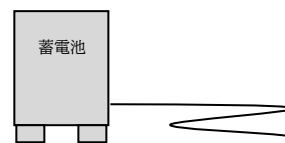
（１）住宅用太陽光発電システムを設置する場合

- ① 住宅の屋根等への設置に適しているものであること。
- ② 低圧配電線と逆流のある方式により連系しているものであること。
- ③ ソーラーパネル（太陽電池モジュール）が一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準じた性能を持つもののうち市長が認めるものであること。
- ④ ソーラーパネルの合計出力が3kW以上であること。
- ⑤ 申請者本人（補助対象者）が自ら電力会社と電力受給契約を締結するものであること。
- ⑥ 未使用のものであること。



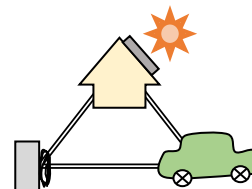
（２）住宅用リチウムイオン蓄電池システムを設置する場合

- ① 蓄電部がリチウムイオン蓄電池であること。
- ② 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等）で構成される一帯の装置であり、住宅部分に電力を供給できること。
- ③ 蓄電容量が1kWh以上であること。
- ④ 未使用のものであること。



（３）V2H（ビークルトゥホーム）システムを設置する場合

- ① 一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象設備とされ、又は一般社団法人CHAdemo協議会により認証された物であること。
- ② 住宅用太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車等に搭載された蓄電池に充電するとともに、分電盤を通じて当該充電した電力を住宅の内部で用いることができること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電設備は既設・新設を問わない。
- ③ 未使用のものであること。



5 補助対象者

- ・自ら居住する市内の既存住宅に補助対象システムを設置する方
- ・V2Hシステムを設置する者にとっては、電気自動車又はプラグインハイブリッド車を保有し、自動車検査証における使用の本拠の位置がV2Hシステムの設置場所と同じであること
- ・市税を完納している方
- ・当該年度の補助金交付決定通知後に対象システムの工事を着工し、令和8年3月末までに設置を完了できる方

6 補助金額

- ・補助対象機器ごとに一世帯1回限り
- ・太陽光設置：5万円、蓄電池設置：4万円、V2H設置：10万円
※ただし、補助対象経費の額を限度とします。

7 補助予算額

650万円

※交付申請の受付は先着順で行います。予算額に達した場合は受付を終了します。

<補助金交付までの流れ>

1 補助金交付申請

交付申請書は、必ず申請者本人が記入し、その他必要書類と併せて環境課窓口まで直接お持ちください。（原則、郵送不可）お持ちいただくのは申請者本人でなくても構いません。

なお、交付申請は、必ず補助対象システムの設置工事着工前に行ってください。

必要書類

- ・交付申請書（押印不要。ただし、申請者の署名が必要）
- ・補助対象システムの設置工事の契約書の写し。ただし、契約書の写しに設備内容及び設置費用の内訳が記載されていない場合は、設備内容及び設置費用（設置機器の型式、枚数、金額等）が分かる書類を併せて添付
- ・設置する補助対象システムの規格、形状、性能等が分かる書類（カタログのコピー等）
- ・補助対象システムの設置予定箇所の地図（案内図）
- ・補助対象システムの設置予定箇所の現況写真（太陽光発電システムを設置する場合は、建物及びパネル設置面が分かるもの、蓄電池・V2Hの場合は、設置場所が分かるもの）
- ・蓄電池システムを設置する場合は、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できることが分かる書類（回路図など）
- ・その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません）

2 補助金交付決定

申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。交付が決定された方には、7～10日程で市から交付決定通知書を送付します。

交付決定通知後に交付決定を受けた内容を変更又は中止したい場合は、補助金交付変更（中止）承認申請書を環境課へ提出してください。

3 設置完了報告

交付決定を受けた方は、補助対象システムの設置が完了し、電力会社と電力受給が開始し、完了報告に必要な書類が全て揃いましたら、速やかに設置事業完了報告書及び必要書類を環境課窓口へ提出してください。（提出期限：令和8年3月31日(火)）

※設置事業完了報告書類一式を提出されないと、補助金が交付できませんのでご注意ください。

※設置完了日の都合により提出期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。

必要書類

①住宅用太陽光発電システム設置の場合

- ・完了報告書（押印不要。記名のみ可）
- ・補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し
- ・補助対象システムの設置完了後の写真（住宅の全体写真、ソーラーパネル（枚数が確認できるもの。枚数確認が難しい場合は施工図も添付）、パワーコンディショナーの設置状態を示す写真）
- ・電力会社と電力受給契約を締結したことが分かる書類（「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し）
- ・その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません）

②住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置の場合

- ・完了報告書（押印不要。記名のみ可）
- ・補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し
- ・補助対象システムの設置完了後の写真（住宅の全体写真（ソーラーパネルの設置が確認できるもの）、住宅用リチウムイオン蓄電池の写真）
- ・その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません）

③V2Hシステム設置の場合

- ・完了報告書（押印不要。記名のみ可）
- ・補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し
- ・補助対象システムの設置完了後の写真（住宅の全体写真（ソーラーパネルの設置が確認できるもの）、V2Hシステムの写真）
- ・自動車検査証の写し
- ・その他市長が必要と認める書類（基本的にはありません）

4 補助金交付確定

設置事業完了報告書の内容を審査し、補助金の交付を確定します。交付が確定された方には、市から交付額確定通知書を送付します。

5 補助金交付請求

交付確定通知書受領後、市指定の請求書（交付確定通知書と併せて市から送付します）を速やかに環境課へ提出してください。

6 補助金交付

請求書の提出の後、市から申請者へ口座振込にて補助金を支払います。

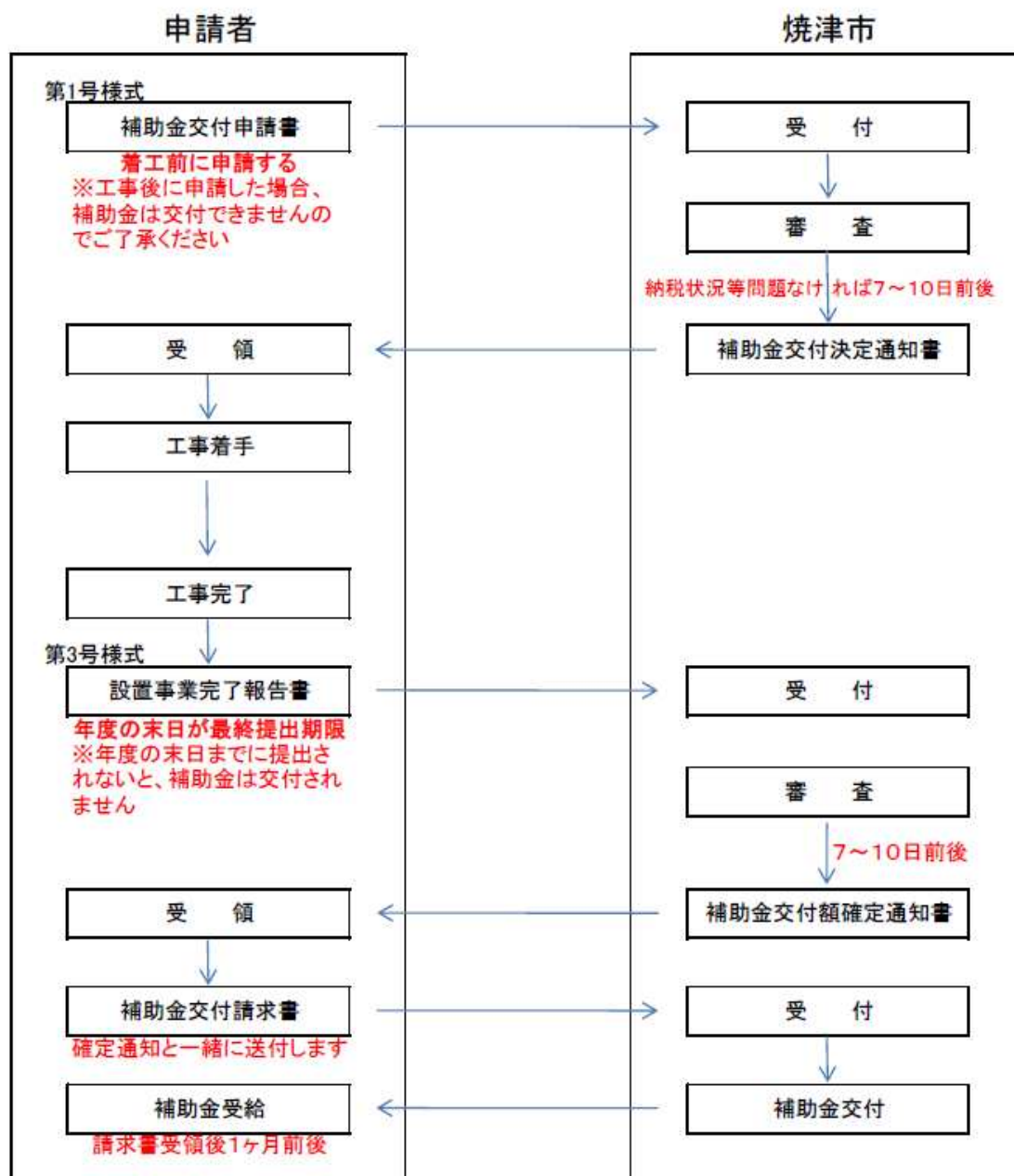
問合せ・申請先

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号

焼津市役所市民環境部 環境課 （焼津市役所3階）

TEL：054-626-2153 FAX：054-626-2183 Eメール：kankyo@city.yaizu.lg.jp

住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金 手続きフロー図



太陽光発電システムを原因とする無線設備への障害防止について
総務省からのお知らせ

太陽光発電システムを原因とする無線設備への障害防止について、総務省から次のとおりお知らせがありました。

（以下、総務省のお知らせから引用）

太陽光発電システムからの不要な電波発射が無線設備に障害を与えた事例の報告が相次いでおります。特に大規模な太陽光発電所に限らず、住宅用の太陽光発電システムを構成する一部機器が地方公共団体の防災行政無線や消防・救急デジタル無線等の人命に関わる無線設備に障害を与えた事例も多く発生しています。

無線通信への影響を低減させる具体的な方法として、不要発射の少ないと見込まれる装置（例えば、CISPR11 第 6.2 版の基準に整合していることの認証を受けた装置）を選定するか、電力線の遮蔽を行うなどの無線通信への影響を低減する施工の実施、あるいは無線設備に障害を与えられた場合、ノイズフィルタを挿入するなど障害の原因の除去を行うことが考えられます。

以上のことから、無線通信への影響を低減させる装置をご検討いただきますようお願いいたします。なお、装置の施工に関する詳細は、装置製造メーカー・施工会社へお問合せください。